

事 務 連 絡

平成 29 年 10 月 27 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

### 医療保険者別の後発医薬品の使用割合の公表について

国民健康保険制度の円滑な実施に当たっては、平素より格段のご協力、ご尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

厚生労働省では、平成 32 年 9 月までに後発医薬品の数量シェアを 80%とする政府目標の達成に向けた後発医薬品の使用促進策を検討しているところですが、その一環として、医療保険者別の後発医薬品の使用割合について、平成 30 年度実績から公表することとしました。

基本的には、医療保険者別の後発医薬品の使用割合について、別紙「保険者別の後発医薬品の使用割合の公表について（イメージ）」のとおり、公表することを予定しております（なお、具体的な公表方法等は今後検討することとしており、追って御連絡いたします。）。

後発医薬品の使用割合については、医療保険者の各種インセンティブ制度の評価指標となっておりますので、各市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合において、引き続き、後発医薬品の使用割合の向上に向けた取り組みが推進されるよう、貴管内の市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合への周知方などよろしくお取り計らい願います。